

様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市神島外浦 1 7 2 9
協 議 会 名	神島外浦まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 平野 勲

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,000,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 神島外浦まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	5月中旬	
	理事会	7月 9月 12月 2月	
	事業部会	2月	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	山桜まつり	山桜を観光資源として、街の活性化を図る。	2月実行計画、年々早くなる桜の開花に合わせ、まつり会場および周辺の整備。当日は来場者の接待・地産品の販売をおこなう。
		市内外に外浦の街をPR	
	山桜写真展	地域の寫真同好家、近隣の写真マニアからも開催を待たれている。山桜および外浦の写真の展示会	出展者が多くA4サイズ2枚と制限、150枚を展示、3日間とする。
		出展品はすべて展示、小学生からプロ級まであり好評。	
	投げ奴行列	江戸時代から行われている、伝統文化である行列を継承する。	秋の神島神社の祭礼にあわせ、子供奴（小中学生）を先頭に巡行。40名の参加
		神社の祭礼にあわせ行列の巡行をおこなう。事前の問い合わせ多く、かなり知られている。	
	広報誌の発行	地域の要望もあり、街の情報誌を発行。街のうごき計画を周知。	7月ころより計画、年4～5回
		街の動きがわかり、行事とうの参加者がふえる。	
		【目的】	
	【効果】		
	【目的】		
	【効果】		
	【目的】		
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 神島外浦まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,000,000	
その他収入	0	
計	1,000,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	700,000	会長 200千円 事務員 50千円*10ヶ月
賃借料		
光熱水費	50,000	実績並 R1:72,341円 R2:65,450円
運営費	100,000	
消耗品費	50,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	0	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	50,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	150,000	
山桜まつり	50,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
山桜写真展	0	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
投げ奴行列	100,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
広報誌の発行	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
	0	
計	1,000,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	100,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	20,000	用紙10000・プリンターインク10000
印刷製本費	30,000	広報紙 10,000円*3回
計	50,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
計	0	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話・ネット	50,000	R2実績並み（電話31,874円、ネット2,178円*12月＝26,136円）
計	50,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

山桜まつり

50,000 .

比

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
簡易トイレ	20,000	1台 R1実績15,000円
計	20,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

投げ奴行列

100,000

19

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
衣装クリーニング代	50,000	R1実績59,800円
化粧、着付け、かつら等用具手入れ	50,000	R1実績50,000円
計	100,000	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

神島外浦まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、神島外浦まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を外浦会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、1 高齢化・過疎化社会での地域づくり
2 地域の伝統文化の保存継承
を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
空家・空地に関する事業。そのた目的遂行に必要な事項
奴・盆踊り・神島八十八ヶ所霊場の保存管理(保存会設立)

(構成)

第5条 本会は、神島外浦地区に居住する住民および各種団体で構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内
- (2) 代議員 25人以内
- (3) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は、地域の各種団体から選出する。

2 理事および監事は、代議員の中から選任する。

3 会長および副会長は、理事の仲から選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会に出席し、理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 代議員は、代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。

5 監事は、本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は2年とする。再任については、最大3期を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会に、職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

(総会)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更。

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め開催の請求をしたとき。

(2) 役員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき